

# チューイー・ダーライ期イギリス法史学史覚え書

—十七世紀イギリス憲法史における法の連續性の問題に関連して—（その三）

佐々木 信

## 目 次

- 序 本稿の試みについて
- 一、チューイー・ダーライ期の歴史家達（法学論集第12号所収）
- 二、チューイー・ダーライ期「英國史」観（法学論集第14号所収）
- 三、Antiquarian Society・そのロマン・ロー的色彩（本号所収）
- 四、「歴史的」ロマン・ロー観ならびに議会派の歴史理論  
結語

## III Antiquarian Society・そのロマン・ロー的色彩

〈はじめに〉すでに示したように、メイントランドは十七世紀前半をイギリスの法学者精神の英雄時代とし、その実態である当時のイギリスの法史研究の進展を評価したわけであった。<sup>(1)</sup>しかし、この評価については、この評価

は単にイギリス法史研究の進展に対してもなく、同時期のイギリス史研究全般の進展に対しても妥当とするとする考え方があり、この考え方では、同時期のイギリス法史研究の進展を、同時代のイギリスにおける歴史研究の進展のうち組み込ませるという方向が顕著であった。さらに、このような考え方では、事態をひろくルネサンス期法史学史の視野において認めて行こうとする努力が認められた。<sup>(2)</sup> そして、このような学的當為にあっては、イギリスにおけるこの英雄時代の諸進展に、イタリアおよびフランスに由来する歴史研究上の刺激にそれに対するイギリス的呼応をつらぬくイギリス独自の発展があつたことを、宗教改革、政治的諸事件および社会階層の変動の影響までも視野にいれて説明しようとする方向が認められた。<sup>(3)</sup>

さて、本稿の以下の部分では、みぎに示したいわば学説史的諸事情を説くことには魅力を感じつつも、これまでイギリス法史研究分野において、メイドランド以来、イギリス法史研究上、いわば英雄時代を育てたとする意味での評価が定着していると考えられる所謂「エリザベス期尚古学会(Elizabethan College of Antiquaries or The Society of Antiquaries —*Collegium Antiquariorum*)」の簡単な説明を試みるにしたい。そもそも、メイドランドの評価の重要なコンテクストのひとつとして、さわゆるサクスニズムあるいはアングロ・サクスニズム的評価が汲み取れるといつたこともあるし、他方、対象となつた当時の歴史あるいは法史研究といつても、今日ほど明瞭な対象領域意識をもつて当初から存在していたわけないと考えられるし、とにかく、ひいて、本稿これまでの部分について、近代的歴史研究なり法史研究なる学問が発足したその時期の成長過程にある歴史研究的営為の一斑を示したいためである。<sup>\*</sup>

\* (1) いいや、いわゆるエリザベス期尚古学会（以下格別の場合を除き単に「尚古学会」とする。なお、「エリザベス期」

と冠せられる理由は、ぐつの存在たる十八世紀以降今日までの尚古学会（ロンドン）と区別するためである。)に関する歴史研究の沿革について若干触れておきたい。)の学会が二十年ほどの短命にもかかわらず占めているイギリス史およびイギリス法史研究史上の定位すべきといったこと、およびその重要性をあらかじめ認識し、かつ、とくに、今日の研究者のおかれている諸状況を概観するために必要であるし、あわせて、本稿の現時点における記述範囲を明示するためである。

第一に、)の学会を歴史研究にとって、はじめに指摘される)とは、直接、間接の史料が豊富であったといふことである。)の多くの多くの研究の基礎となつた Spelman, Sir Henry., *The Occasion of this Discourse*(1626—7?) および Cotton Petition と呼ばれる歴史研究団体ならびにそのための国立図書館設立請願書<sup>(7)</sup>、会員間の書簡、一九八点に及ぶ現存デイスコーズ（後述）等は、豊富な史料といえた。しかしながら、第二に、)の史料はそれ自体では尚古学会の真相に迫らせるものではなく、むしろ不正確な姿を浮かびあがらせる面が多かった。やむに、)にたいし、尚古学会の歴史記述は、それ自身を対象とする仕事に恵まれていなかつた。尚古学会に関する歴史研究は、数すくなく、またあつたとして、ついでに触れられたにすぎなかつた。

ところで、尚古学会の歴史研究に関するこのよだな事態は、本稿のよだに、)の尚古学会に触れる立場にとっても、それ自体、十分に検討しなければならない事態である。本稿に示してきた尚古学会の位置づけの史料的追跡とともに、その位置づけの真意が問われなければならないと考えられるためである。しかし、)では、)との重要性を指摘することと止め、むしろ、すべてのことの予備的な段階のひとつの作業として、尚古学会に関する歴史研究の沿革と簡単に示すこととした。もちろん、)の作業は、もつばい、本稿の便宜のためであることはいいまでもない。

(ii) はじめに、スペルマン(一五六四～一六四一)によるものに示した史料および、ロッシャー・Sir Robert Cotton (1571—1631) の名で示された請願書はそれなりに)の学会の成立事情を示して、)が指摘されてもいたりとおあざななければならぬ。しかし、スペルマンの資料は、スペルマン自身(ロッシャーもまたそうであったが)が尚古学会会員であつたし、史料自体、回顧的であつたので、)の史料は、会員による内側からみた唯一の歴史記述と評せねつた。また、ロッシャー請願書は、)と異なり、尚古学会の延長線が、)とは、当時の尚古主義活動がイギリス史研究になにを貢献する)など

なるか否かのいふを知るかどやるかのやねいた。<sup>(1)</sup> しかし、これが長い間やまひにな、その精神は伝わさぬものだ。事実は達に闇にござり、あるいは漠然としておれば、口頭上は體育書があらわすかの如きか、堅挺姿であるたゞ其上は傳わらざるやう、ペペルトゥムなどでは、この半分の歴史研究はおおの想ぐれこころの解釈がたゞ其の如きとあらわす。さて、その後の歴史研究<sup>(2)</sup> Thomas Smith (1638—1710. Librarian of Cotton) がナレット・カーネギー図書館蔵本からログレスの解釈がたゞ其の如きとあらわす。さて、その後の歴史研究<sup>(3)</sup> Gough, Richard, "Introduction", to *Archaeologia*, Vol. I (London : 1770), pp. i—xlii が母心より十七、八世纪の事例以後、ナレット・カーネギー図書館蔵本からログレスの解釈がやだなうだよもんじる。然るがゆくと、その解釈の主張は、今更記入しないで済むのである。ナレット・カーネギーの解釈は、アーティの解釈なりと見られる。

- ① Flügel, Ewald, Die älteste Englische Akademie, *Anglia Zeitschrift für Englische Philologie*, T. 32 (Halle : 1909), ss. 261—268. Monroe, B. S., An English Acadmy, *Modern Philology*, Vol. 8 (1910), pp. 107—22. Portal, Ethel M., The Academ. Royal of King James the First, *Proceedings of the British Academy*, Vol. 6 (1915—1916), pp. 189—208. Evans, Sir Arthur John, Aniversary Address, *Proceedings of the Society of Antiquaries of London*, Series II, Vol. 29 (23 Nov. 1916 to 28 June 1917), pp. 155—188. Johnson, Francis R., Gresham College : Precursor of The Royal Society, *Journal of the History of Ideas*, Vol. 1 (Oct. 1940), no. 4, pp. 413—438. Linda van Norden, The Elizabethan College of Antiquaries (1946 Thesis submitted for the degree Doctor of Philosophy in English : Univ. of California at Los Angels. not published).
- ② Evans, Joan, A History of the Society of Antiquaries (O.U.P., 1956), I. McKisack, M., Medieval History in the Tudor Age (Oxf. Clarendon Press, 1971), vii.
- ③ Adames, Eleanor Nathalie, Old English Scholarship in England from 1566—1800, *Yale Studies in English*, No. LV. New Haven : 1917. Douglas, David C., English Scholars (London, 1939) : do, *The English Medieval Scholarship Between 1660 and 1730*, The Development of, *Royal Historical Society Transactions*, Series V, Vol. xxl (1939),

pp. 22—23. Tuve, Rosamond, Ancients, Moderns, and Saxons, British Literary History, Vol. vi (1939), pp. 169—189. Steeves, Harrison Ross, Learned Societies and English Literary Scholarship. in Great Britain and the United States (New York, 1913). Levy, F. J., Tudor Historical Thought (The Huntington Library, 1967), Eng. chap. iv.

以上のことから、第1のグループの著作は、専門家を直接に題題へ向ふるが如き、第11のグループは、専題などである。専門家が、歴史研究における学者精神史が主題となるのである。そして、専門家の歴史なりと、専門解釈部分の豊富な研究は、たゞ一章、L.van Norden の残したものである。この仕事は、専門家によるもので、専門的な研究文献が皆無であるにもかかわらず、今日迄、刊行されていないのが、以後の専門家への幅及ばず、いわなべしては語られていないとする。むしろ、この仕事を概観していくと、さう大な分量の資料紹介を主体としていること、十分に評価されるもの、その史学史的主張には慎重であり、みその第11のグループの諸著作の主張にたいし格別の主張は語られていないようだ。また、比較史的言及および、これがとくに、法史学史には必要と考えられる法學的方法論と専古學会の方針論との対比といつては、この仕事の当然の結果と考えられるにふりであるが、せんじ進むふれていない。しかし、この仕事の第一章は、一九四六年以前の関係著述、とくに、第1、第11グループの著作の批判を含め、網羅的な文献解題風の仕事にあてられたので、それなりに批判的であるといふ。

本稿は、本稿の課題の故をもつて、今日における関係著作の例をたひいて、専門家全体に關する詳細なデータは、大部分の仕事に亘るやうである。

#### 〔脚註〕

- (1) 指標「チャーチー期イギリス法史学史観」(その1) [1] (駒澤大学法學論集第11号収) 六九頁。
- (2) L. van Norden, The Elizabethan College of Antiquaries (*supra*), pp. 1—2.
- (3) Pocock, J. G. A., The Ancient Constitution and the Feudal Law. A study of English Historical Thought in the

Seventeenth Century (The Norton Library, 1957). Franklin, J.H., Jean Bodin and the Sixteenth-Century Revolution in the Methodology of Law and History (Columbia Univ. Press, 1963) がその代表的な著書である。なかでも、論著としての「ルネサンスの法と歴史」は、その題名通り、ルネサンス時代の法と歴史の方法論を対照して論じてゐる。

(4) 本稿(その二)(駒沢大学法学論集第一四号所収)[三](同上九〇頁以下)参照。

(5) 十七世紀前半におけるイギリス史ならびに法史研究は、広くいつて、イギリス・ルネサンス期における古事研究の成果と  
いうよりも、その第二段階における發展とみてよいであろう。スペルマンおよびセルデンの研究はその顯著な事例であり、  
イギリス憲法史研究については、セルデンの仕事が注目に価する。しかし、チューダー期における歴史研究は、まず、古  
事研究もしくは古語研究であつたし、このことは、アングロ・サクソン史について適切にいわれる。われわれは、このこと  
を、アガードの事蹟へ本稿（その一）駒沢大学法学論集第十二号九二頁／にみるであろう。尚古学会は、このような發展の  
末期に存在し、それなりに、チューダー・尚古主義といふべき知的動向を完成させたとみるとよろしい。

1956) を参照されたい。

Posthumous Works relating to the Laws and Antiquity of England (1st ed., London : 1723) London, 1727 に於て  
本稿は、追記に取る所だ。L. van Norden が著者 (L. van Novden *supra*, pp. 73—75) した  
を参照した。ローハルト講願書のトクストは Cotton MS *Faustinus* E. V., 12, fols. 89—90b, Titus B. V., 67, fol. 200  
と記載される。本稿は前記ノイヒューフ Flügel *supra*, pp. 265—268 に於て L. van Norden *supra*, pp.  
415—417 を参照した。

(∞) 追記が豊富で無いが、本格的個別的研究事例として、L. van Norden *supra*,  
pp. 11, 12 を参照。L. van Norden の仕事の意義は、その隠密である。  
L. van Norden *supra*, p. 13.

(⑨) ローハルト講願書は、イギリス史研究の推進のため、考古学者を集めるに至った考古学者達の研究を組織化する學術  
研究団体の承認を得た。イギリス史研究と史料収集は、チャーダー一期イギリス史研究活動—全  
の計畫に含められ、やがてのやうにいたる。イギリス史における研究と史料収集は、チャーダー一期イギリス史研究活動—全  
成すべき位置にある。それなりに、チャーダー一期以後のイギリス史研究の動向、史料収集整備事業の十七世紀後半が  
の進展を示唆している。この意味で、Flügel 前掲論文が書かれたとみられる。たゞ、L. van Norden は、ローハ  
ルト講願書を、追記以後に意味を認めて扱っている。L. van Norden 講願書 第六章 参照。

(11) *Catalogus Librorum Manuscriptorum Bibliothecae Cottonianae, ....Scriptore Thoma Smith, Oxonii, MDCCX*

*CVI, "Vita D, Roberti Cottoni, Equitis Aurati & Baronetti," iii—xxviii.* L. van Norden *supra*, p. 37.

(12) シトメ (編輯) ニムラバ (編輯) ニムラバ (編輯) が、十七世紀後半の、即ち、この史料収集を認めた所である。即  
ち、前記ノイヒューフ Thomas Hearne (A Collection of Curious Discourses Written by Eminent Antiquaries  
Upon Several Heads in our English Antiquities. Oxford, 1720—Preface.) John Strype (A Survey of the Cities of  
London and Westminster by John Stow, ....; Now Lastly, Corrected, Improved, and very much Enlarged : And the

Survey and History brought down from the year 1633, .....to the present Time. London, 1720.—Addition.) Sir William Oldys (The Life of Sir Walter Raleigh, ...London, 1736—Prefaratory to Raleigh's Hist. of the World (Ed. by W. Oldys (Rep. in *The Works of Sir Walter Raleigh*, k. t. Oxford : 1829)) Richard Gough (Archaeologia, Vol. I (London : 1770) — “Introduction”) Sir Joseph Ayloffe (A Collection of Curious Discourses Written by Eminent Antiquaries upon Several Heads in our English Antiquities Together with Mr. Thomas Hearne's Preface and Appendix to the Former Edition..., London, 1771—Introduction to Hearne's Preface) などが残る。(附 ( ) は、脚注や註解等の歴史記述在「一品や長い船内」。日本では、この歴史記述が他の史料解説、調査論述に欠落が指摘される場合、多くは決して翻訳をせずそのままのまま引用するが、『古傳』(Gough Tradition) やむだべく記す。L. van Norden 著書題目——「英國學會」十九世紀は、チャーチ・チャーチ・チャーチ研究と種類の成績を得た歴史的だが、歴史的書籍の歴史研究は既に時代を超えたものである。具体的には、『古傳』を超えたものである。十六世紀後半から始まる The Rev. Joseph Hunter (“An Account of the Scheme for erecting a Royal Academy in England, in the Reign of King James the First,” Archaeologia Vol. xxxii (London, 1847)—pp. 132—149) F. J. Furnival (Furnival, F. J., (Ed.), Animadversions (by Francis Thynne)....., 1876—prefaratory) などは、後編の出典である。著者名は L. van Norden 著書題目——「英國學會」など、『古傳』Richard Gough (Translator and Editor), Britannia....., by William Camden, London, John Nichols, 1789. Vol. 1 の本文であるトマス・カム登 (The Life of Mr. Camden.) が『古傳』の記述・充足がある。

## 〔1〕 ハーナー卿歴史研究会・編纂

この成立と終焉：今日の研究状況によれば、ハーナー卿歴史研究会がイギリス史研究をリードし、専院の解散以来の歴史研究の散在する史料の確認・保存を中心とした学究連のこわば同志的命令・交流の間に成立した」といえ

十分に推測されることであるが、その成立の時期については、二説があつた。<sup>(1)</sup>

その第一説は、先にその事蹟を示したペーカーの検討を背景とし、スペルマンの残した一文・The Occasion（本稿・前掲）が一六一四年に書かれたと想定し、一一〇年間の中斷を報じたその記述内容から判断して、一五七二年に創設されたとする説である。また、第二の説は、同じくスペルマンの文書を一六一六年乃至はその翌年に書かれたと想定し、その他に、一六〇〇年から一六〇三年迄の間に作成されたと考えられる所謂「コットン請願（Cotton Petition）」および関係人の年譜、伝記、あるいは尚古学会の活動を証するともれる多くの“ディスコード”（後述参照）の印附等を参照しつゝ、スペルマン前記文書に本来の解釈つまり他の史料により確認された史実に測した解釈を加えるべきであるとする立場から、その成立年代を一五八六年頃とする説である。第一の説は十八世紀諸研究事例により一般化されていた伝統説であり、第二説は、一九四九年に示されて以来、今日までなお異説をみないL・ヴァン・ノーデンの説であり、現在の通説であるといえる。<sup>(4)</sup>

つまに、尚古学会は、いわゆる法廷開廷期（Law Terms）の、おおむね週後半に、紋章官もしくは紋章主任（Heralds）の公館（Herald's Office in Darby House）もしくは、ロッレン邸において定期集会を行なつていた。<sup>(5)</sup>

この定期集会は、現存する諸史料から推測するならば、一五九〇年以降、一五九四年から一五九八年の間の中斷期を経て、一六〇七年もしくは一六〇八年まで続いたと考えられており、その集会の残した記録と考えられている“ディスコード”の年度毎の数から推して、その最盛期は、一五九九年および一六〇〇年頃であったと考えられている。<sup>(6)</sup>そして、一六〇七年もしくは一六〇八年以後は、定期集会のみならず、単なる集会自体も行なわれなくなり、一六一

四年と考へられてゐるペペルマンの再興の試み、もしくは、他の人のによる再興計画の存在はこれを認めるにしても、<sup>(7)</sup> 余員の物故や地方への引退により、尚古学会そのものが存在しなくなつたと考へてゐる。<sup>(8)</sup>

以上が、尚古学会の成立から終焉までの、<sup>(9)</sup> 簡単な経緯である。これに示してあるように、その終焉は集会が行なわれなくなつたというかたちで至るのであるが、実際のところは、尚古学会で行なわれた古事研究すなわちイギリス史およびイギリス法史研究が、その後継者を得なくなつてしまつたにせがならないのであり、そのこと自体、この尚古学会の歴史研究史上の位置とその果した役割とを説明するに考へられるが、この点については後に触れる。

Ⅰ 尚古学会の創設：（ペペルマンは、前掲文書 “The Occasion” 及 James Ley (1550–1629) Robert Cotton (1571–1631) William Camden (1551–1623) John Doderidge (1555–1628) それに彼自身 (1571–1621) をあげ、 “of the original Foundation” <sup>(10)</sup> たる創設メンバー (The founders or the charter members) としていた。ペペルマンは、この元の創設メンバー (the diverse Gentlemen と表現してゐる) を区別して、いたわむじあつたが、<sup>(11)</sup> しかし区別や、余員たるものとの証明の問題の検討を経た今日の説明はつまの通りである。すなわち、余員総数は四十二名と考へられており、その中、J. ガン・ノーテンによれば、確実な余員は三十八名と考へられ、つまむといふ、尚古学会の二十二年を超える生涯の間に、三十八名乃至四十三名の余員を擁したと考へられてゐる。<sup>(12)</sup>

（三十八乃至四十三名の余員の教養ならびに職業構成については、極端にあらざる特徴があつた。すなわち、庄園約多數の法律家を余員として持つてゐた）<sup>(13)</sup> けれども、イング・オブ・ロード記念 (Gray's Inn, Lincoln's Inn, Inner Temple, Middle Temple) に名をとむる者は実に三十九名中三十一名に達してゐる。また、この時代は、

法學的知識の開拓者・ヨーロッパ教養を身についた人々、たとえば、イングランド・オブ・ロードに学ぶことが、じわゆるシルベニア人の子弟の多くが必須のカーペル制へおたとれねねむであつたが、それによれば、當時の会員の多くは、<sup>(1)</sup>たゞ、趙さんたちのキャラクターであつたといふことである。事実、ケント・ハーリングの調査によれば、裁判官になつたのは理查ドロウ (Richard Broughton, ?—1604, Second Justice of Chester, 1596, John Doderidge, 1555—1628, Justice of the King's Bench, 1612, James Ley, 1551—1629, Lord Chief Justice of King's Bench in Ireland, 1603; William Patten, ?—Juistice of the Peace Middlesex, 1563, Francis Tate, 1560—1616, ?<sup>(2)</sup>トーマス・トーレス 22 Feb. 1603—4 Commissioner of the Peace, M. P., 1601, 1604—1611 の如きがそのみである) に亘る、法學知識をもつて中央、地方の官僚になつた者五名、たとえば、Davies, Fleetwood, Hakewill, Spelman, Whitelock 等。<sup>(3)</sup>弁護士実務に従事した者十一名、その他高級官僚、外交官等、法學知識を要する職業に従事した会員の数は多かつた。

会員の教養職業に関する、ゆづらひの挙げなければならない特徴は、紋章官 (Heralds) のグループの存在である。ゆづらひは、カムデンがその筆頭であった。<sup>(4)</sup>その他に注目すべき事実は、会員中、議会メンバーやなつたものが多かつてゐることである。会員のなかで一度でも議席をもつた者の数は十名を数え得た。

この點に述べた会員構成は、尚古学派の歴史研究、すなわち、イギリス史研究の時代的傾向を物語つてゐると考えられる意味で重要である。たとえば、最初に示した会員構成は、十六世紀イギリスにおける古事学的地誌学的歴史研究が、本稿これまで示したものと、同時代の基本的社会変動について、つなにイギリス的権威だけに奉仕してやめた感があつた事実と、あまりにも平凡が合ふ興味あるところにみえるわけであり、ゆづらひは尚古学派の最盛期 (十五

五九—一六〇〇)における尚古学会の影響力は、その故に、逆に、学会そのものの終焉の事情に影響したと考えられる。すなわち、のちに示すように、尚古学会は、後期にいたって、一方に、余賛の意図ばかりあれ、反国王(ジョームズ一世)的な法的政治的主張を理論化するイギリス法あるいは議会古事研究を生みつゝも、他方、リーランド、ラムバード、カムデン的な歴史研究とその資料館建設運動の動向を明確化しつゝも、おそらくは、法律家層の比重を失なつたかたちでの終焉、つまり、後者の実現をみなかつた事情がここに考えられる。なお、以上に述べた事柄については、本稿は、のちに譲りたい。

Ⅲ 尚古学会は、所謂“ディスコーズ”を残した。リルビッシュディスコーズとは、一部は尚古学会の会合についての議事録とみるとみることもあるものから、研究報告書(=小論文)、あるいは、会合時の討議資料としての研究素材の全部またはその一部である。<sup>(20)</sup> そして、今日、編刊済および手写本のままに残されているディスコーズの総数は一九八点である。<sup>(21)</sup>

(1) 一五八六年、カムデンの「ヘリタニア」初版が刊行されたが、その後もまもなくコッテンの蔵書館 Cotton Library が発足した。そして、後者を中心とした、研究者が集まるようになり、そちらが尚古学会が発足したとみられて、J. Q. Evans, J., A History of the Society of Antiquaries (1956), p. 8. and p. 8, fn. 2.

(2) ペーカーの事蹟について、本稿(その1)[11](四)〔駒沢大学法学論集第十一号、八四頁以下〕参照。

(3) L. van Norden *<supra>*, chap. 11. がこの推測をあてふねてゐる。

(4) ハガトハ・前掲参照。だが、ハガトハ L. van Norden の推測の手順を簡単に示す。L. van Norden は、まず、一五七年説な「ペタルトハの記述」*The Occasion*, ともいだふ難ぶつかれど、これが一六一四年に書かれたこと、その記述内容が、最終的には疑問視せらるい。専門的研究者 Oldys, Gaugh, Alyaffe など、Flügel などの見解、とくにじこねる「トハ

正統、説がいの説をもつたいふもいり、たゞ説やあひだん脚本、E. Gibson のペルマの著書の遺跡によりて、一五八六年頃を創設當期とする。この説は、最初に色々な種類を含むるが、最も多くみられるのは、創始者が残したとされる「トマス・ベイコーブ」の口述、各種の遺品留置庫、ローハン諸侯の御願書の新論（一六〇〇—一六〇四年～）となる。創始者の活動の確証となる、ベベラハの“The Occasion”の最初の點の確証とする、最終的なる、一五八六年頃を創設する。L. van Norden, Sir Henry Spelman on the Chronology of Elizabethan College of Antiquaries, Huntington Lib. Quarterly, xiii. 2 (1949—50) 69; do, The Elizabethan College of Antiquaries *supra*, Chap. II. 総説。

- (一) L. van Norden, The Elizabethan College of Antiquaries, pp. 303—6. ただし、後期の集会場所としてハーバード大学が脚注。  
△ボーラー L. van Norden *supra*, p. 306.
- (二) 現存する創始者のトマス・ベイコーブの数は一九八五年が、その口述は、一五九〇年十一月廿七日十八回のものである。たゞ、トマス・ベイコーブ自身は、後期から L. van Norden *supra*, p. 93 総説。
- (三) ボルトンの請文などによると、一五九一年十一月廿七日 Bolton's Petition があるのが存在する。L. van Norden *supra*, p. 40 et s. : Evans, J., A History of the Society of Antiquaries *supra*, 17—18. 総説。
- (四) L. van Norden *supra*, pp. 113, 436—7. ただし、本體の終了説では、トマス・ベイコーブの死後 L. van Norden *supra*, p. 74 の要約総説。
- (五) L. van Norden *supra*, pp. 74, 119—153 総説。
- (六) Ibid., pp. 73, 154—289. 総説。
- (七) エドワード・ヘンリイの承認したトマス・ベイコーブの新規会員登録簿。次頁
- 新規会員登録簿 Spelman's list of members in “The Occasion”; Spelman's list of members-Macro MS 105,
2. Gurney MS xxii. fol. 65 (now in the Norwich Library) (155—156) Cotton MS *Faustina* E. V. Roll of the
- ハーバード大学史研究会書 (註)

College, signed "per me CH. Lailand." Bodeley MS *Ashmole* 763, fol. 7 (dated All Souls' Day, 1599). 且Oせんり  
 16<sup>世</sup> Cotton Petition, Curious Discourses (Ed. by Ayliffe), Stowe MS 1045. I., William Burton's autograph list on  
 fly-leaf of Weaver's Ancient Funeral Monuments (see *Notes and Queries*, Series I, Vol. V, p. 365) Bolton : Society  
 of Antiquaries MS 103 (Oldys paper), Thomas Smith's list published in "Vita....Cottoni.," Catalogue Oxford,  
 1698. p. viii sig. ハニルの職業の範囲たゞが田山ムズ、ハニルの按照教科書ヤムボレーム (Appendix : Table 4 Evidence  
 for Membership)。たゞ、本文中の職業実数はハニル、カトノ・ヘーリー前掲書101頁参照。

(12) ハニル・ヘーリー前掲書は、本稿の教育、職業を調査した所、四十一枚の職業 (Appendix :  
 Table 5) を提出する。ハニル、カトノ・ヘーリーの職業別分類は本文と異なり、この表はまだアーチー1致し  
 てゐる。たゞ、本稿本文に示した数字はカトノ・ヘーリーの本文を基礎としたものである。法律職の範囲にたゞ一例が異  
 なつて、カトノ・ヘーリーによれば、累記は約二百二十種の職業を含むといふ。

(13) L. van Norden (*supra*), pp. 280—281 参照。

(14) Ibid.

(15) Ibid. pp. 282—283. 参照。

(16) ハニルの職業の範囲を示す本稿の職業は、職業の種類を示す。John Davies (1569—1626)—Attorney General  
 of Ireland, 1603; William Fleetwood (?—1594)—Recorder of London, 1570; William Hakewill (1574—1655)—  
 Queen's Solicitor, 1617; Henry Spelman (1563—1641)—Commissioner for Ireland : High Sheriff, 1604 : Council of  
 New England : Virginia, 1623 : Guiana, 1627; James Whitelock (1570—1632)—Recorder of Woodstock, 1606. がや  
 の事実を知る。

(17) ハニルの職業の範囲を示す。Henry Bourghier (See L. Van Norden (*supra*), p. 187) Richard Broughton (?—

1604) John Davies (*supra*) William Fleetwood (*supra*) William Hakewell (*supra*) John Dodderidge (*supra*) Joseph  
 Holland (? See L. van Norden (*supra*), pp. 174—6) William Lambarde (1536—1601) James Ley (*supra*) Henry

Savile (?—1617) Francis Tate *(supra)* William Whitelock *(supra)* カナダルス<sup>ノ</sup> ルの理ムシトゼ Arthur Agard (1540—1615)—Deputy Chamberlain of Exchequer (1603—?) . Robert Beale (1541—1601) Thomas D'Oyley (?—1603) ルバーリー校官。 Robert Bowyer (?) (—Clark of the Parliament in 1609) Michael Heneage (1540—1600)—Keeper of Records in the Tower, 1573—1600. Thomas Lake (1567—1630)—Keeper of the Records at Whitehall, 1604, Latin Secretary to James I, 1604. William Patten *(supra)*—Teller of Receipt of Queen's Exchequer at Westminster. ルの理 パッテン・アンド・ペイソン 田舎リムの各種詔勅収集者もいた。 ルのセシル 鹿母リムニド銀方治政判事職おたば舞に職を歴任した事例だ。 かなりどの程度。 云々 云々 ル・カトハ・ヘートハ・前掲書 118—119頁も同列挙であるが、その職業区分はまだ少しある程度やたら。 職題だ。 近世ヨーロッパの歴任した専門職の種類が法学を前提とした専門職の名種に及んでゐるといふやである。 ルの理臣だ。 近世ヨーロッパの研究トーケン 研究方向も概要へ反映するやうである。 ルの理此だ。 次節に触れる。

(18) カトハ・ヘートハ・前掲書 118頁の参考。 カトハ・ヘートハがヨーロッパの法律家やあの近世ヨーロッパと紋章画との共通点だ。 大学学位保持者しつか。 ヘーベ・カナ・コートはおなじく講師経験もある。 ルのセシル、近世ヨーロッパの研究に大なる、やへたくとも、ルの研究報告の方法手順等の決定にいたり、影響やるやがるが、いつの通りである。 William Dethick (1543—1612)—York Herald, 1570 : Garter-King-at-Arms, 1586—1605. 彼は、近世ヨーロッパの研究者として評論された。 William Camden-Richmond Herald; Clarenceux King-at-Arms, 1597. 次に、ヤマハハカ、紋章画ゲルーハ、ヤシト、近世ヨーロッパの紋章画存在へたんだ。 Richard St. George (?—1635)—Windsor Herald, 1602 : Nerry King-at-Arms, 1623 : Clarenceux King-at-Arms, 1623—1635. Francis Thynne (1545—1603)—Lancaster Herald, 1602. 近世ヨーロッパ後期の紋章研究問題を設けておこなったのが、ルのセシルといふ紋章画の影響を受けてゐるやう。

(2) L. van Norden *(supra)*, p. 286.

- (20) L. van Norden *<supra>*, pp. 315—6, 325.  
(21) Ibid., pp. 12, 28, 134 et seq., 170.

## [II] 尚古学会の活動

〔I〕 ディスコーズはどうに残されたか：尚古学会の確認し得る活動は前述のイギリス史研究のための定期集会であった。そして、この集会のために準備されたと考えられる英語で書かれた語原学的・考古学的と評される短い論稿が、いわゆるディスコーズ・discourse と呼ばれる史料であり、その手写コピーは一九八点にのぼる。

ディスコーズの日附のカバーする時期は一五九〇年十一月二十七日から一六〇七年六月二十一日迄であった。そして、相当する尚古学会定期会合回数は、その間、三十八回と考えられている。<sup>(2)</sup> また、各年度ごとのディスコーズの数は、もちろん、尚古学会の研究活動の隆盛期を直接に示すとはいえないが、それぞれの年の通りである。すなわち、一五九〇年—一九、一五九〇—一九年—一一、一五九一年—一一、一五九二年—一一、一五九三—一九四年—一一、一五九四年—一六、一五九八年—一九、一五九八—一九九年—四、一五九九年—一六、一五九九—一六〇〇年—五、一六〇〇年—一七、一六〇一—一一、一六〇一年—一一、一六〇二年—一一、一六〇二—三年—七、一六〇三—一〇、一六〇四年—一九、一六〇五年—一、一六〇七年—一<sup>o</sup>。

以上の統計は、年平均十五のディスコーズが残されたことを示している。しかし、この平均数からみると一五九九年および一六〇〇年が尚古学会の活動がもともと隆盛な時であったことが推測され、カムデンなど多くの人々を立証

する言及を残している。<sup>(4)</sup>

ディスコーズの論題は三十五点にのぼる。<sup>(5)</sup>しかし、論題はイギリス史全般をカバーして選ばれているものではなく、当事者の論題決定意図等に関し様々なこと（たとえば、予定される担当者の如何によつたとか、単に各人各様に選んだとか）が憶測されはいるものの、現実には、きわめて特徴的な撰択がなされており、その結果つぎの推測がなされている。すなわち、論題そのものは、対象の関連性により、いくつかのグループにわけられるのであるが、このことについては、尚古学会はなんらかの方法でそれぞれ一定の研究プログラムにおける課程（コース）を考えたと推測され、その結果として、多くのディスコーズは、確実に幾組かのシリーズにわけられることが看取されるというのである。ちなみに、各コースの並列が認められることを前提として、みぎの意味でのディスコーズのシリーズはつぎの通りである。すなわち、(1)イギリス貴族制古事（一五九八）、(2)物的不動産権法（封建土地法）を含む法古事（一五九一一五九四）、(3)紋章古事（一五九八）、(4)地誌学的・法律的古事（碑銘碑文葬送様式、葬送慣習等（一五九九）、(5)宮廷官職・地方官職等古事（一六〇一—三）、(6)キリスト教信仰古事（一六〇四）、(7)イギリス法（コモン・ロー）およびイギリス議会古事（一六〇四—五）……（以上、（）内は、主要研究年代）の各シリーズがこれである。<sup>(6)</sup>

ディスコーズがこのようにして分類されることの意味は、ディスコーズの個々の内容に立ち入つて、その方法なり志向なりを考察することはべつにしても、尚古学会の活動が、一方に、イギリスにおける身分制の検討をおくようなこと、他方、それを裏付ける土地制度を考えるようなことがあつたにせよ、法史研究を一方の極におき、他方の極に、地誌学的研究＝地誌学的歴史研究があり、この間になされたことを示すものである。もうすこし具体的にいえ

ば、尚古学会の歴史研究は、ディスコーズの諸論題決定のみぎに述べた理解を前提として<sup>(7)</sup>、十六世紀とくにエリザベス治世期における社会変動が文化史的諸発展に要請した、大局的にみた学問の有用性を、まさに体質とした感があり、この点で時代的特色を示していたといえる。<sup>(8)</sup>そして具体的には古事研究という名称のもとにおける語原学的、地誌学的方法は、結果的に、独特なイギリス法史を、まさに起源史的に示すということになった。

以上のべたような意味での尚古学会の歴史研究の特殊性をさらに考察するについては、尚古学会会員の採用した研究方法についても、考察する必要があるので次項に、一応、ディスコーズを通じて際立つていると指摘してきた研究方法上の特質なり特殊傾向なりを、簡単に示すことにする。

## 〔二〕ディスコーズについて指摘される研究方法上の特殊傾向について

ディスコーズは、いうまでもなく、いわゆる「尚古学者 (Antiquary)」の手になるものであつたし、その標題のはとんどすべてに、これももちろんいうまでもなく、「古事 (Antiquity)」という言葉がつかわれ、そこに、この時代にとつてはなお神話的世界をほうふつさせる古代史の学徒がその敬愛すべき古代史（その実はイギリス中世史）を開くることが考えられるわけであった。事実、各ディスコーズは、おおむね、尚古学会なる古事研究者集団の構成員によるイギリスの諸制度の古事、起源史を扱かう、しかしながら、当時の言葉の意味についていえば、古きをたゞび、かつ憧憬を抱き、信仰する如く敬愛する心をもつた小論文であった。<sup>(9)</sup>

しかしながら、こうした小論文といえども、なんの歴史方法もなしにつくられたのではなく、特殊的として指摘される、大体、つぎのような諸方法が認められるのであった。

(1) 対象・素材の英國的限定.. まず、ディスコーズの対象ならびに素材撰択は、原則として、イングランドの範囲内に限られていたことが指摘される。この限定は、研究遂行上のルールとしてのみならず、慣行・あるいは慣例として設定されていたと考えられている。<sup>(10)</sup> また、例外的にイングランドに限定されなかつた事例もあつたわけであるが、その場合、まず、対象事項がそれ自体イングランド固有であつたというのが事実であつた (Starling money, Inns of Court, forests などが対象の場合)<sup>(11)</sup>。また、この制限が破られた場合にしても、それは、たとえば、対象として修道院騎士身分の問題が設定された場合のように、対象事項の性質に由来した。<sup>(12)</sup>

このことの結果は、たしかに、イギリス史研究事例としてのディスコーズに、真の歴史研究としての資格を与えた危険をまねいたであろう。しかし、事実にあつては、この危険の自覚はあつても、この制限を逸脱するためには弁明が必要であり、また、この点においてカムデンやコットンですら例外ではなかつたのであり、こうしたことば、かれらのみならず、尚古学会の性格を説明するであろう。

尚古学会は際立つて国民文化へその関心を集中し、そのナショナリズムを謳われるべき存在であつた。<sup>(13)</sup>

(2) 実証的方法.. ディスコーズについてはまたその実証主義的傾向が指摘されるであろう。ディスコーズは文学的な碑銘および碑文を対象としているものを含む。しかしながら、このような場合にあつても、使用される文献は、カムデン、ストウらの地誌学的作品、および、伝統的な中世年代記であり、著名なるチョーサー学者であつたタインにあつてすら、チョーサーは事実のためにもちいられたとされている。<sup>(14)</sup>

(3) 言語学・語原学的方法.. チューダー期の歴史研究全般を特徴づける事象は本稿すでに示したように英國史観と

いうべき歴史イデオロギーと修道院解散の召來したイングランド古史史料の散逸とであった。しかし、とくに後者に關してはその収集のみならず解説整理の困難さの問題があつて、この問題の解決は、ひとつには、アングロ・サクソン語の理解の準備にかかっていた。そして解説・整理の仕事がやや現実化する時期は尚古学会の時期以降であつた。<sup>(18)</sup> このような条件のもので、ディスコーズは言語学的、さらにいうならば、語原学的であつた。イギリスの諸制度の起源史はなによりもまず、言葉の古事学でもあり語原学の傾向を示した。<sup>(19)</sup> このことは、議会史研究においても同様である<sup>(20)</sup>。なおこの点に關連して、封建制の歴史研究・起源史的研究が、ここではじめてそのきざしを見せたこととして評価し得るか否かの問題があることを、その詳細はべつに示すことにして、ここに指摘しておきたい。實際、法史学史上、封建制の發見は、以上の事態にもかかわらず、この時期のイギリスの歴史研究がなしたとはいえないのではあるが（なお、この点はべつの機会に詳論したい。）。

(4) 客觀主義・チュークーダー期前半に始まつた歴史研究が所謂「英國史觀」を廻つて客觀的實証性を備えることが困難であつた諸事情については本稿すでに触れてきたところである<sup>(21)</sup>。しかしながら、カムデン、ストゥに代表されるや地誌学的英國史研究は、尚古学会におけるイギリス制度史研究に当時の地誌學あるいは語原学研究のもつ客觀主義的傾向を保持させたことが指摘される。この傾向には、今日の目からみるならば、イギリス中世法史研究を實態とする尚古学会の研究活動に、いわば近代的史学への第一歩をみるとしての評価を与えるであろう。その趣旨は、ここに、これまでにあきらかではなかつた客觀主義精神が認められるというところにある。

しかしながら、尚古学会の活動全体については、みぎのことは手放しではいい得ない。すなわち、尚古学会は、そ

の活動期の後期にいたり、個別的な法古事を対象とし、あるいは宗教、議会古事を対象とするわけであるが、かかる場合にあっては、その客觀主義精神は透明さを失なつたとみられて いる。<sup>(23)</sup>

みぎの」との実際は、もちろん、尚古学会のみについて考察すべきことではなく、本稿において、はじめにその理解なり位置づけなりを示してきたように、むしろイギリス法史全体について論じられるべき、法史あるいは歴史の法理論化、もつとはつきりいえば、コモン・ロー化の問題として考えられるべきことである。しかし、この興味あることにについては、次項ならびに次節に再び、法史学史上の問題につき、その要点を示したい。

1

(2) L. van Norden *Supra*, p. 93

## チューイー・ダーリー期イギリス法史学史観え書（佐々木）



三一ローランド著「編外封君」翻訳書、*Franogallia* by Francis Hotman (Latin text by R. E. Giesey, translated J. H. M. Salmon, Cambridge at the U. P., (1972) Sect. I. 組織論を記す。

- (9) L. van Norden (*supra*), pp. 97, 351 組織。
- (10) Ibid., pp. 352, 358.
- (11) Ibid., pp. 353—354.
- (12) Ibid., p. 355.
- (13) フトハ・ヘーリハは、おおむね封臣事例を記す。Ibid., pp. 355—358.
- (14) Ibid., pp. 359—360.
- (15) フトハ・ヘーリハは、選出教会のグレーヴ研究はカムバ入の「コタリト、ナヨーダー選史」、「トムトラ・ケイー」を主とした研究ナシナラバとの風ふうがやあ、そのナシナラバは、ヤギニベ・ナキホハグヒヤギニベ修教改革と、格別にイギリス的だいじなだんじゆる。アーティフ、正義は、十七世紀の結果を記したヨリベノ教会史に闇黒シテ、選出教会はだお教會史、ヤバローバはやべだる。I. van Norden (*supra*), p. 360 組織。たゞ、選出教会は、アーティフ、ヤバローバ題の問題の問題として、正義、11K1貢税論。たゞ、アーティフ、ヤバローバ選出教会論。J. Selden, History of Tithes, London, 1618. H. Spelman, Concilia, Decreta, Leges, London, 1639. James Ussher, Original Bishops, 1641; *do*, Body of Divinitie, 1645, もの理りを記す。
- (16) L. van Norden (*supra*), pp. 362—364.
- (17) タマノの事例は、法律ハヤバローバを知る。重職である。Ibid., pp. 363—4. 組織。
- (18) ハの題の事情は、事實上、ヤハシノの法統論と同様の問題である。ハヤバローバの法統論の問題は、おおむね十七世紀英法史の問題として考へられてゐる。ハヤバローバの法統論は、ヤギニベのトムカロホクスハ法史の角度から考へられたと想定したわれたんだらやあら。ハヤバローバの法統論は、R. J. Schoeck, Anglo-Saxon Studies and Legal Scholarship in the Renaissance, Studies in the Renaissance, Vol. 5, pp. 100—110 (1973)
- ル・ローランド著「編外封君」翻訳書（註々木）

を参照された。

- (19) L. van Norden *<supra>*, pp. 370, 372.
- (20) Ibid., 375.
- (21) 本稿（N. 11）（駒澤大学法学論集第十四号収）参照。
- (22) 単にイギリス憲法史なる学問分野を考察するとして、対象を中世史に限るなどは、いわゆる「歴史的見地」である。このふたつの態度を示す例として、S. B. Chrimes, *An Introduction to the Administrative History of Mediaeval England* (2nd revised ed. 1966) があげられる。
- (23) 小説 L. van Norden *<supra>*, p. 376 参照。

### 〔III〕 法史研究の二重性・ローマ色彩

十六世紀ヨーロッパにおける歴史研究には、他の学問分野との関連について、いかの注目すべき特徴がみられる。そこでのらむのは法史研究との密接な関係が認められるのである（本稿・その1）（エラーカンの事例・参照）。歴史研究はより早期には後期注釈学派由来のロマニストによるローマ法史もしくはローマ史研究として、それが段階では国民主義的法学もしくはゲルマニストの法史あるいは国民史研究として世に現われるであらう。そして、その態様は、宗教改革運動もしくは宗教戦争を媒体として、国別ともいうべき差異を生んだとしてもみるにとがじであるであらう。

小説や、このふたつの見地からみた場合、同時代のイギリスにおける歴史研究あるいは法史研究はどうであったらうか。

本稿これまでみてきた範囲では、イギリスにおける歴史研究は、リーランド以来の地誌学的古事研究、あるいは、本稿において直接の考察の対象としてこなかつた中世年代記的研究を通じて、総じて歴史研究におけるヨーロッパ・ルネサンス（とくに、イタリア・ルネサンス）的伝統からの脱却を示して、十分に国民的たるうとしていたといえる。しかし、イギリスにおいては、大陸の場合と異なつて、その固有の法学すなわちコモン・ローがもつと考えられる法学的精神と歴史研究との結びつきは、事実上、その直接の契機を、多くの法律家を擁した尚古学会の活動において認められぬかしい状態であった。本稿すでにみたように、歴史家達の群像に法学の影を認めることは、すくなくとも十六世紀前半から中葉にかけては困難であった。そして、その後もほぼ同様である。したがつて、尚古学会はまさにこの状態のもとでユニークな存在であった。

みぎにのべたことは、チャーダー期以降についてその独自性を認められている全イギリス近代史学史上の興味深い問題対象であると考えられ、さらに立ち入った検討を誘うものである。

しかし本稿ここではみぎの考慮はさておき、単に、尚古学会会員のディスコードについて認められると考えられている研究上の特徴的傾向を示し、かかる傾向につき、本稿全体との関連において、みぎにのべた、イギリスにおける法学研究と歴史研究の結びつきを尚古学会のコモン・ロー的色彩という言葉をもつて表現し、その実態と考えうるところを簡単に示したい。

（一）尚古学会はコモン・ロー法律家層を基盤としていたとみられること・イギリスの歴史研究についての尚古学会の研究について、その基盤として、コモン・ロー法律家層が考えられるとする理由はつきの通りである。すなわち、

さきに示したように、尚古学会会員には、法律専門家ならびに法学的素養とくにコモン・ロー的素養をもつた会員を数多く含んでいた。このことの結果として、たとえばディスコーズの主題対象にコモン・ローの諸事項が選び出されたということが指摘されてきた。

もつとも、このようなことがただちに尚古学会の歴史研究を、イギリスに特殊的に、法学研究の傾向、すなわち、コモン・ロー的色彩を帶びているということの根拠となるものではないことはいうまでもない。同時代に属せしむべきフランスにおける同時代史学史にあっても、歴史が、ことフランス史に関するかぎり、法学者、ことに国民的あるいは土着法を学問対象として選んだ法学者によつて荷担されたことは、本稿でもすでに触れたことである。にもかかわらず、フランス史はフランス法学とは別物である。<sup>(1)</sup> そして、対応すべきイギリスにおける法律学によるイギリス史研究にともなつた固有の問題は、むしろ、つぎに示す事情に由来したと考えられる。

(二) 尚古学会の歴史研究の法理論化・尚古学会の歴史研究の方法は、さきにも示したように、その国民主義的傾向とともに、自己に課したその実証主義ならびに客觀主義の傾向をもつて評価されるであろう。<sup>(2)</sup> 十六世紀とくに修道院開散以降のイギリスの史学史的発展への評価に尚古学会の活動が含まれるとすれば、この意味においてであり、歴史研究に証拠の論理が主座を得たという点において、史学史上近代的進展があつたとみることができよう。そこに、尚古学会の歴史研究者の現実とはかならずしも一致はしなかつたけれども、イギリス史をめぐる伝説や独断あるいは教義学にとらわれることのない歴史事実が見据えられるという姿勢が考えられるためである。

しかしながら、尚古学会会員の研究は後期にいたつて様相を一変した。端的にいって、その歴史研究は一面におい

て、独断的法理論化したのであった。その事情はほぼつぎの通りである。

(1) 尚古学会はその研究対象にイギリスの諸制度もしくはイギリス法の諸項目を選んできたことは前述の通りであるが、初期にあっては、それらは論題の個別化具体化を伴なわず、制度なら制度なりを全般的あるいは一般論的には説明されたと考えられている。これにたいし、後期にいたると、各問題はより個別的、具体的に扱かわれるにいたつた。各制度各部分なり、個別法なりの古事が問題とされるにいたつたのである。<sup>(3)</sup> そして、このように扱かわれた対象が、血斗審 (lawful combat) 古事、キリスト教信教古事、議会古事の各対象であつた。<sup>(4)</sup> そして、これらについては、それぞれ、血斗審については、かつて先例がなかつたこと、あるいは道徳的に正当化されることがないことの立証が関心事であり、キリスト教信教ならびに議会については、古来の正統性もしくは存在確証を主張しつつ、そのウイリアム征服以前からの継続性が関心事となつた。また、議会については、さらに、国王権限を超える権限が議会に認められるべきことがあるくからの事実であるといったことが主張されたのであつた。<sup>(5)</sup>

(2) つぎにみぎに関連して指摘されるべき事情はつぎの事情である。すなわち、尚古学会の研究にみられた実証主義的傾向は、歴史方法に関しては、ディスコースに盛り込まれた資料の豊富さとともに、本稿、まさに示してきたように、その作業の実証的無色さにあつたと考えられている。そして、このことは、そこにいわゆる歴史批判がない（したがつて、尚古学会会員は、今日の意味での歴史家ではなかつたといえる）とする主張する批判とともに指摘されるところであつた。<sup>(6)</sup> しかしながら、このいわば方法論的な特殊傾向については、尚古学会内部には、会員間の強力なグループ形成事実、およびそのための力学的作用による個々のディスコースに対する批判の圧殺の事実がありはしなかつたかと

いう疑問の可能性を度外視してはならないことも考えられよう。けだし、尚古学会における研究活動の推進について、法律家ならびに準法律家グループがここに述べた趣旨において非難のまことにさらされたことはすでに指摘されてることである。<sup>(7)</sup>

以上のようにして、われわれは、そこに歴史研究におけるコモンロー法律家に固有、あるいは由来する個性的な方向、歴史研究の本質からいえば、それはかならずしも學問的といい得ぬとすれば、非學問的な性癖ともいふべきものが形成されつつあつたのではないかと考え、ここに、コモンロー的色彩を云々しようとするわけである。

(三) また、以上に述べたことは、尚古学会はその活動の後期にいたつて、イギリス法史の研究に法的思考を加えたこと、それもかなり強い理論集団的基盤をもつてそれをなし得たことを示すことにほかならない。そして、本稿の示されるいは示唆した諸事実から、われわれは、このことを、その研究基盤のみならず研究のありかたについて、尚古学会はコモン・ロー的色彩を帯びたとして考え、かつ批判することができよう。もつとも、いうまでもなく、この場合、われわれは、今日のコモン・ローにおけるいわゆる先例拘束原則およびこの原則をめぐる諸理論（歴史研究をも含む）などをむしろ理念的に容易に心に浮かべるであろうが、もちろん、ここではそのような法原則の考え方をここに云々しているのではない。すなわち、尚古学会における法古事研究は、古事研究なるが故に問題として法古事がとりあげられることにはちがいなかつたであろう。しかし、その法古事を得たとき、それを主張する論理が、そのような法古事を得た法が正当な法とされるということが問題なのである。しかし、これにたいし、法古事研究のみならず紋章古事研究あるいは十六世紀古事研究はほとんどの場合、この一種の権威づけの姿勢をもつていたのであり、そこ

に、歴史の効用が主たる関心事として格別視される論議を見るべきであった。そして、いかように考えぬならば、尚古学会は単にロマン・ロー法律家群を擁したが故にロマン・ロー的色彩をもつていたといふのではなく、それどころか同時代の歴史研究全体としての歴史の錯倒の危険性があつたが故に、ロマン・ロー的色彩が強調されるわけであった。そして、尚古学会の研究の歴史史上の問題点はそれなりにあつたと考えられるのである（〔補説〕参照）。

なお、事態は、比較史的観点およびロマン・ローの世界からも十分に認められるであろう。<sup>(8)</sup>

- (1) ルジの著、金穂訳 D. R. Kelley, *Foundations of Modern Historical Scholarship : Language, Law, and History* (Columbia U. P., 1970) “おつかなべる歴史をもつての所論” 参照。

国語 (Part Four. Histosocial Scholarship : Chaps. ix-xi) 参照。

(2) 沢井浩介の論古学論著が、その素材をイギリスのみに限つたといひ、前述の通りであるが、素材自体がオリジナルなものでなければならなかつたし、そこは憶測による提示を命ぜや、したがつてかれらは、そのような記録の整理といふがたちの歴史を描くことよりはむしろむしろたゞ物語られ、そりど、かれらのみやからぬ言葉の入る余地はなかつたからと考えられよう。かねのんだんだいひは、かりに、そこに史料の批判検討がない故をもつて、“They are laboratory technician in history rather than historian.” とする批判はあるにせよ、そこは、徹底した客觀主義精神を認めるにむづかしくある。

以上のように、史料提示について L. van Norden *supra*, pp. 382—383, 412. 所謂参照。

(3) ディエラーズの課題の推移は広くついて、初期にならわゆる封建制と闘ひる課題が、総論的（たゞせばナリヨト論）から漸次各論的（たゞせば騎士封土論）へ移行し、後期には、紋章官おもる地誌関係論題が同様の推移をみせた。L. van Norden *supra*, pp. 94—97, 375—376. 参照。註記など回書附録第一表参照。

- (4) 『王室オランピック』“The antiquity, use and ceremony of lawful combattes in England” やあら Agard, Francis Tate (1560—1616) Davies, Whitelock, John Holland, Camden, F. Thynne, Cotton など、1500—16

○一年間に九点ほど報告された。議会記事に閲しては、Agard, Camden, Sir John Doderidge (1555—1628) Holland, Tate らよび逸名、氏による報告された。リスト教信仰者を数えるのみである。

(5) 以上二点の報告の基調とその意義を、E. Evans, *Of the Antiquity of the Parliaments in England: Some*

Elizabathian and Early Stuart Opinions, History, vol. xxiii (1938), 206, 221 参照。たゞ L. van Norden  
'supra', pp. 378—380 参照。たゞ、後者は、このへだたに記述したがたので、イギリス議会の近代性を明示  
する後の十七世纪のヤルトヘルペルトの議論の先駆たる立場から議論する立場をとつてゐる。

Spelman, Henry., Of the Ancient Government of England and of Parliament, written *c.* 1630) 1870.

(۷) **سیاهی** *L. van Norden* *suprīc*, p. 399 *et seq.*

〔補説〕 沈古學會の柱力は法律家と紋章官であつたし、それや求められた古事は、なお、具体的的事実より、むしろのイギリスの映像であつたといふ。歴史研究においてかかる沈古主義が特殊イギリス的であることは、さうめでもない。しかし、そのような沈古主義の形成原因については、イギリスの宗教改革にこれを求める、あるいは、同時代のナショナリズムならびにこれに含まれる先例探求思想に求め、あるいは、サクスピリに彩られたイギリス中世文化の近代的擁護の姿勢に求め、あるいは、沈古學會の先駆たるコットンの歴史研究ならびに資料館としての國立図書館計画に求め、といった原因論がこれまでやでて、ふるいみじみとあらう。しかし、イング・カブ・ホールの闘争については、研究の及んでいたいといふやあらう。この種の検討といふことだ。本稿なりおも別に譲つたる。だが、上記原因論といふことだ、云々を参照されたら。Adams, Eleanor N., Old English Scholarship in England from 1566—1800, Yale Studies in English, No. Lv. (New Haven, 1917). Douglas, D. C., The Development of English Medieval Scholarship, R. H. S. T., 4th Series, Vol. xxi, p. 32. Tuve, R., Ancients, Moderns, and Saxons, English Literary History, Vol. vi (1939) 169—189. L. van Norden (*supra*), 438, 9. M. W. キャン著大好・佐藤・半田・越前共訳「歴史叙述のヨーロッパの伝統」(創文社・昭和廿一年) 第四章。 (昭和廿一年八月末日 記)